

公表日:令和7年6月 19 日

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会

女性の活躍に関する情報公表について

1 男女の賃金差異(令和6年度)

	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	50.5%
正規雇用労働者	78.9%
非正規雇用労働者	91.1%

※ 対象期間:令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月 31 日まで)

※ 人員数の集計方法は、手動による抽出から、システムで抽出した数値を基にする方法に変更しています。

【賃金差異についての補足説明】

- ・ 本会で雇用している非正規雇用労働者の多くは、1週あたりの所定労働時間が 20 時間未満で勤務する女性の短時間労働者であることから、法人全体としての男性の賃金に対する女性の賃金割合が低くなる傾向にあります。
- ・ 女性管理職に比べ、男性管理職の割合が高いため、正規雇用労働者全体の女性の賃金が、男性の賃金に比べて低くなる傾向にあります。
- ・ 直近 10 年間に正規雇用労働者として採用した労働者の割合をみると、男性 18 人に対し女性 29 人と男性に比べ女性の割合が高いことから、正規雇用労働者全体の男性の賃金に対する女性の賃金割合が低くなる傾向にあります。

2 採用した労働者に占める女性労働者の割合(令和6年度)

正規職員 : 33.3%

3 管理職に占める女性労働者の割合(令和6年度)

正規職員 : 25.0%

4 男女の平均継続勤務年数の差異(令和6年度末日時点)

正規職員 : (男性)14 年 7 か月、(女性)9 年 10 か月